

東区役所庁舎電気工作物保安管理業務仕様書

1. 電気工作物の概要

受変電設備	三相トランス 200KVA	1台
	三相トランス 150KVA	1台
	単相トランス 100KVA	1台
	単相トランス 200KVA	1台
	非常用予備発電機 225KVA	1台
	太陽光発電設備 20KW	1式

2. 保安管理業務(定例業務)の内容

- (1) この保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に定める電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に関わる業務である。
- (2) この保安業務で定例的に実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。
 - ①別表第1に記載の月次点検については、平成 15 年経済産業省告知第249号第4条第8項の要件を満たす絶縁監視装置を設置の上、2カ月に1回以上実施すること。なお、絶縁監視装置を設置しない場合は、毎月1回以上の点検を実施すること。
 - ②年次点検を毎年1回以上実施すること。別表第1に記載の年次点検(細密停電)を3年に1回以上実施し、残り2年を別表第1に記載の年次点検(停電)もしくは充電状態のまま行う無停電の年次点検(別表第1:年次点検(停電)のうち※1を除いた項目)で行うこと。ただし、無停電の年次点検を実施する場合においては、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(令和3年3月1日付け20210208保局第2号)の要件を満たすこと。
 - ③ 電気工作物の設置又は変更工事の工事期間中には、毎週1回以上の点検を行い、指導又は助言を行うこと。
 - ④ 電気事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、必要に応じ臨時点検を行い、応急処置を指導するとともに、再発防止についてとるべき処置の指導又は助言を行うこと。
なお、電気事業法第106条に定める電気事故報告を行う場合は、その作成及び手続きの指導を行うこと。
 - ⑤ 電気事業法第107条第3項に定める立ち入り検査の立会を行うこと。

3. 保安管理業務(定例外業務)の内容

この保安業務で定例的以外の保安管理業務は、次の各号によるものとする。

- (1) 工事中の点検で1ヶ月のうち2回以上の点検を行い指導又は助言を行うこと。
- (2) 電気工作物に関する相談、助言を行うこと。
- (3) 電気工作物の設置又は変更工事について、設計の審査、工事立ち合い及び竣工検査を行い、指導又は助言を行うこと。
- (4) 電気工作物の事故防止のため、必要に応じて精密点検を行うこと。
- (5) 緊急故障対応が24時間できる体制をとり、電気工作物に異常を生じた場合は、連絡を受けてから1時間以内で到着し、対応できる体制になっていること。

(6) 風水害・落雷等の被害が予想される場合には、迅速な対応ができる体制を確保すること。

4. 保安全管理業務(点検又は試験等の一部を実施しない項目「別表第2」)の内容

保安全管理業務のうち、点検又は試験等の一部を実施しない項目に該当する自家用電気工作物の保安及びこの保安全管理業務以外に必要な巡視などについては、委託者が自主的に行うものとする。この場合において、委託者の申し出がある場合又は点検の際に受託者が必要と認めた場合には、受託者は、指導又は助言を行うものとする。

5. 協力及び義務

委託者は、受託者が保安全管理業務を行うにあたり、受託者が指導又は助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

また、受託者は保安全管理業務を誠実に行うものとする。

6. 相互の通知義務

(1) 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容をただちに受託者に通知するものとする。

- ① 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合。
- ② 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合。
- ③ 電気工作物の保安に関する書類を経済産業省に提出する場合。
- ④ 電気工作物の設置又は変更を計画する場合、並びに施行する場合及び工事が完成した場合。
- ⑤ 電気工作物の工事、維持又は運用に従事するものに対して、電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合。
- ⑥ 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合。
- ⑦ 非常災害に備えて、電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合。
- ⑧ 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合。
- ⑨ 電気の保安に関する組織を変更する場合。
- ⑩ 代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合。
- ⑪ 電気工作物に接近して電気工作物以外の作業を行う場合。
- ⑫ その他必要な場合。

(2) 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その具体的内容をただちに委託者に通知するものとする。

- ① 受託者の執務時間内における受託者への連絡方法。
- ② 受託者の執務時間外における受託者への連絡方法。
- ③ その他必要な事項。

7 連絡責任者等

(1) 委託者は、この事業場に設置してある電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知する。

(2) 委託者は、連絡責任者に事故がある場合、その業務を代行させるための代務者を定め、速やかに

その氏名、連絡方法等を受託者に通知する。

(3) 委託者は、連絡責任者及び代務者に変更が生じた場合、速やかに受託者に通知する。

(4) 委託者は、連絡責任者を受託者が行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。

8. 記録の確認等

(1) 受託者は、保安管理業務の遂行上必要がある場合には、委託者の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

(2) 受託者は、委託者が実施した巡視結果について記録を確認し、指導又は助言を行うものとする。

9. 保安員の資格等

(1) 受託者は、保安管理業務を実施するもの(以下「保安員」とする。)に、電気主任技術者免状の交付を受けているものをあてること。(別表第3に記載)

(2) 保安員は、必要に応じて補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させること。

(3) 委託者は、受託者の保安業務担当者等と面談等を行い、本人確認を行うものとする。

(4) 保安業務担当者等は、委託者の事業場で点検等を行う際に身分証明書を携行するものとし、委託者は、これにより前項に定める者であることを確認するものとする。

10. 記録の保存

受託者が実施した保安管理業務結果の記録等は、双方において3年間保存するものとする。

11. 備品等の整備

委託者は、受託者と協議の上、委託者の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとする。

12. 電気工作物以外の不安全施設に対する措置等

保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設は、協議の上、速やかに委託者が改修する。

13. 絶縁監視装置

委託者の低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置(以下「絶縁監視装置」とする。)を設置した場合は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 絶縁監視装置は受託者が設置するものとし、設置工事に要する費用及び保守費用は受託者が負担する。

(2) 委託者は、受託者が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線など既存の施設の利用について便宜を供するものとし、受託者の絶縁監視装置を無断で移設、取り外し、修理を行わない。

(3) 絶縁監視装置の情報を、自動的に受託者の事業所に通報する場合、又は委託者が受託者に電話連絡する場合の電話料等は委託者が負担する。

(4) 委託者の電気工作物の変更等により、絶縁監視装置の設置要件に適合しなくなった場合及び電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する等、絶縁監視装置による監視が不能となった場合、並びにこの契約が消滅した場合は、絶縁監視装置を受託者が撤去すること。

14. 安全管理

受託者は、業務の実施に当たっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関係法規を遵守するとともに、次の各号に定めるところにより安全の確保につとめること。

- (1) 高圧回路の停電、送電操作を行う作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う場合は、安全確保のため、監視者を置いて複数で作業を実施すること。
- (2) 受託者は、高圧近接作業を行う場合は、適正な絶縁用防護具、絶縁用保護を使用すること。そのために必要な適正な保護具、防護具を常備するとともに、定期的(6ヶ月に1回以上)に耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認すること。

15. その他

- (1) 経済産業省への届出に関する業務が必要となった場合の費用は、受託者において負担すること。
- (2) 年次点検においての停電作業は、設備の運転に支障のないように、事前に現状を把握し、復旧の遅延がないよう十分な計画などを行い、年次点検実施までに委託者と協議すること。また、点検状況を写真撮影し提出すること。
- (3) 入札の結果、受託者と契約が締結された場合は契約期間の開始の日から速やかに受託者の責任において手続き書類を作成し、経済産業省あてに保安管理業務外部委託承認申請書並びに保安規程届出書を提出すること。